

申し入れに対する回答についての質問事項

■中国電力

①今回の能登半島地震の際には、志賀原発では外部電源の全喪失は回避できたとのことだが、島根原発の外部電源システムの信頼性について、志賀原発と比較してどのように評価されているのか。

(ご回答)

島根原子力発電所では、北松江変電所(500kV×2回線、220kV×2回線)と津田変電所(66kV×1回線)の計5回線から、変圧器を経由して外部受電可能な系統となっており、志賀原子力発電所と同様多重化しています。また、各号機に電気回路(高圧母線)を接続して号機間での電力融通を可能にする対策をとっています。

また、66kV×1回線からの受電系統については既設の予備変圧器(耐震0クラス設備)に加え、自主対策として新たに設置した第2-66kV(開閉所66kV×1回線から予備変圧器とは別の変圧器を経由して受電)には、基準地震動(820ガル)を考慮して耐震性を高めることで、滑動・転倒することのない変圧器(第2予備変圧器)を使用しており、地震に対してより頑健な受電系統になっていると考えています。

②周辺地域として初めて原子力安全協定を結べたことに中国電力さんに敬意と感謝を表したい。万一の緊急時には協力協定に基づき避難退域時検査をはじめ事業者として最大限対応する、とされていますが、最大限とは検査の他に具体的にどのような対応をされるのか？

(ご回答)

お示しの「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」においては、避難退域時検査のほか、

- ・緊急時モニタリング
- ・避難行動要支援者等の避難等の支援
- ・放射線防護対策施設への物資供給
- ・避難所運営支援

などについて誠意をもってご協力することとしています。

当社としては、これら住民避難対応に最大限対応できるよう、かねてから社内体制を整備し、教育・訓練を行うとともに、関係自治体の訓練にも参加させていただくことで要員の練度向上・関係機関との連携強化に努めているところです。

○回答書の「万一の緊急時には、島根県および鳥取県と原子力災害対策特別措置法のそれぞれの責務を踏まえて締結した『島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定』等に基づき、避難退域時検査をはじめとした住民避難対応に事業者として最大限対応してまいります。」について、

③具体的に何をするのか？

(ご回答)

お示しの「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」においては、避難退域時検査のほか、

- ・ 緊急時モニタリング
- ・ 避難行動要支援者等の避難等の支援
- ・ 放射線防護対策施設への物資供給
- ・ 避難所運営支援

などについて誠意をもってご協力することとしています。

当社としては、これら住民避難対応に最大限対応できるよう、かねてから社内体制を整備し、教育・訓練を行うとともに、関係自治体の訓練にも参加させていただくことで要員の練度向上・関係機関との連携強化に努めているところです。

④その内容は鳥取県と交渉できる余地はあるか。

(ご回答)

お示しの「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」は、かねて当社が鳥取県ほかと協議の上、国に届け出ている原子力事業者防災業務計画や、島根地域原子力防災協議会における「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けた議論の中で、鳥取県とも協議が調ったものを協定という形で改めて総合的に確認したものです。

現時点、鳥取県との何らかの交渉等は想定しておりませんが、協定第7条に基づき、内容変更等のお申し出があれば、島根県も含めて協議を行うこととしています。

⑤安全性の程度を問う質問に安全性向上の取り組みを答えられ、問いと答えの不一致に強く不安を覚えるが、事故は起こり得るものとの立場に立って準備が行われているか。その中で、事故発生時の地元の補償体制と想定している事故の規模はどの程度か。

(ご回答)

当社としては、「事故は起こりうるもの」という前提のもと、新たな規制基準に的確に対応することはもとより、新たな知見も踏まえながら、さらなる安全性の向上を不断に追及し、島根原子力発電所の安全確保に万全を期していきます。

なお、万が一原子力発電所で事故が発生した場合は、事業者は損害の全額を賠償することが「原子力損害の賠償に関する法律」に定められています。また、福島第一原子力発電所の事故による大規模な損害の発生を踏まえ、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」が成立しており、賠償措置額（最大 1,200 億円）を超える損害についても、各原子力事業者の相互扶助によって支払等に対応できる仕組みが構築されています。以上のように、2階建で対応できる仕組みが制度化されていますが、何よりも事故を起こさないこと、万一事故が起きた際には周辺地域への影響を最小限にとどめることが重要であり、福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさないという強い決意をもって、島根原子力発電所の安全性向上に努めてまいります。

⑥事故リスクを地元が負っているとの認識に立てば一定の還元を地元を図るべきと考えるが、2号機再稼働時と非再稼働時における鳥取県、島根県、その他地区における電気料金の見込みはどうか。

(ご回答)

中国地域の一般家庭のお客さま向けの電気料金について、当社は、2023 年度の見直しにあた

り、島根2号機が再稼働した場合のメリットを先取りする形で織り込んでいます。具体的には、島根2号機の再稼働による原料費の削減効果と減価償却費等の増加を相殺した影響として、1円弱/kWhの低減を電気料金へ反映しています。

中国地域を基盤とするエネルギー事業者として、今後も低廉で安定した電気を提供してまいりたいと考えていますが、電気料金の見直しは、今後の収支・財務の状況、競争環境等を総合的に勘案していく必要があり、現時点で将来の電気料金の方向性について申し上げられる状況にはありません。

○島根原発2号機の追加の安全対策について

中国電力は、「今回の能登半島地震では、志賀原発は新規規制基準の適合性審査中ですが、安全性が確保され、安全上重要な機器で問題となる被害は確認されていない」「従前の地震動・津波評価と整合し、見直しの課題はない」としていますが、

⑦今回、志賀原発が稼働休止中であったことを考慮しての発言か？

(ご回答)

志賀原子力発電所は、現在、運転停止中ではありますが、原子炉を「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能をはじめ、安全上重要な機器の被害は確認されていないと承知しています。

⑧稼働していたらどうなっていたか、シミュレーションし、またシミュレーションを原子力規制委員会に求めるべきではないか？

(ご回答)

仮定の話については回答いたしかねますが、いずれにしても、他社に関する内容であるため、当社からの回答は控えさせていただきます。

○志賀原発の使用済燃料プールの溢水対応について

中国電力は、「能登半島地震での燃料プールの溢水は冷却機能に問題なかった」とし、中国電力としての対策は、「使用済燃料プールが溢水しても、プール保有水量約1600m³のうち、飛散想定180m³・水位低下1.1mであって、「温水が保安規定の65度となるまでに、残留熱除去系による給水・冷却が可能」で、大丈夫としているが、

⑨「燃料プールが壊れて、更に水位が低下した場合どうするのか」と先日尋ねたら、「注水ラインまで建物外から注水する」と言ったが、水は漏れ続け、冷却できないのではないかと？どうするのか？

(ご回答)

使用済燃料プール配管が破損し、使用済燃料プール水が漏れ出した場合でもサイフォンブレイク配管を設置しており、一定水位まで低下すると空気を吸い込み漏えいが停止する配管を設置しています。また、使用済燃料プールが壊れた場合でも自主対策として、漏れ箇所に対してステンレス鋼板を張り付け、漏洩を緩和する対策を整備しています。

これら対策により、使用済燃料プールが破損した場合でも、建物外から注水を実施することで、使用済燃料プール水位を維持することができます。

なお、上記対策を実施しても使用済燃料プール水位が低下する場合には、使用済燃料プール

内の燃料体等が損傷に至るおそれがあることから、このような場合には放水砲等を用いた大気への放射性物質拡散抑制対策を実施することとしています。

○燃料プールの冷却ポンプの停止について

能登半島地震で、志賀原発1号機の燃料プール冷却ポンプが停止し、原因は、地震によるスキマサージタンクの水位低下を感知し、ポンプ保護のため自動停止したためであったとしている。速やかに復旧し、プール温度はポンプ停止前から変化はなかったとしている。

⑩中国電力は、燃料プールの冷却ポンプが停止した場合、「建物外から、大量送水車を利用して注水する」としているが、地震で道路が寸断されたり、宍道断層が-2m沈下して通行困難になった場合どうするのか？

(ご回答)

宍道断層が活動した場合、島根原子力発電所付近では2cm程度地盤が沈降しますが、敷地全体が一様に沈降するため、段差が生じる恐れはありません。

なお、アクセスルートのうち地中埋設構造物（地下ダクト等）の損壊等により段差の発生が想定される箇所については、可搬型設備の通行に支障がないよう損壊対策等（例：H形鋼の敷設）を実施しています。上記対策の実施により、重大事故時に可搬型設備が通行するアクセスルートは、地震時においても段差による影響を受けない通行可能なルートを確認しています。

また、万一、想定を上回る段差が発生した場合は、迂回又はホイールローダによる段差箇所の復旧により、通行性を確保します。なお、敷地周辺の断層変位による隆起や沈降も考慮していますが、その際の変位は、敷地全体で一様に生じるものであることから、敷地内のアクセスルートに段差を生じるようなおそれはありません。

⑪中国電力は、原子炉が停止して10年たち、プール保管の使用済み燃料は十分冷却されているので、ポンプが停止しても、温度上昇は軽微としているが、本当に大丈夫なのか？

(ご回答)

2024年7月時点における燃料プールの水温上昇評価結果によると、1号機、2号機ともに、冷却機能が停止しても温度上昇は緩やかであり、水温は100℃に到達しないことを確認しています。

○中国電力は、「志賀原発の変圧器は、耐震Cクラスを上回る加速度を設計したがそれを超え、配管が損傷したが、全電源喪失は回避されており、外部電源の多重性が有効と確認した」としているが、

⑫そもそも「島根原発の変圧器の配管の耐震性」は大丈夫か？「高い耐震性を求めている」としているが、追加対策はとらないのか？

(ご回答)

開閉所設備で受電した後に電圧を変換する変圧器は外部電源系と同じ耐震クラスC設備であり、「変電所等における電気設備の耐震設計指針(JEAG5003-2010)」に基づき耐震性評価を行い、静的5m/s²の加速度により倒壊しないことを確認しています。

なお、外部電源系統として比較的早期に復旧が可能であると考えられる、66kV送電線から受

電する第2予備変圧器については基準地震動（820ガル）を考慮して耐震性を高めることで、滑動・転倒することのない変圧器を使用しており、地震に対してより頑健な受電系統になっていると考えています。

⑬島根原発2号機の審査では、外部電源が全て喪失しても、耐震性が確保された非常用ディーゼル発電機が必要な電力を供給し、発電機が使用できない場合は、別の発電機や電源車で対応しているが、原子炉が爆発して、職員が被爆しても、行って対応するのか？豪雨・豪雪時にできるのか？

（ご回答）

雪や雨といった自然現象や、重大事故等が発生した場合の対応を想定し、発電所構内に初動対応を行う要員を確保しており、速やかな対応が可能です。また、重大事故等が発生した場合には、現場の作業環境が悪化することから、適切な放射線防護具を着用し、要員の被ばく線量低減を図り、対応に当たることとしております。

○志賀原発のモニタリングポストの欠測について

能登半島地震で起きたモニタリングポストの欠測について、中国電力は、「自ら設置しているモニタリングポストで24時間監視は可能」としているが、

⑭敷地内境界に6局設置していると聞くが、耐震性や通信障害は大丈夫か？

（ご回答）

敷地境界に常設しているモニタリングポストについては、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計としていたと同時に、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有しています。また、データは、有線及び無線にて中央制御室と緊急時対策所へ伝送する設計としています。

万が一モニタリングポストが機能喪失した場合には、その機能を代替するため、重大事故等対応設備として保管している可搬式モニタリングポストを使用します。

⑮「可搬式モニタリングポストも使用する」「放射線放出前に運ぶ」と先日聞いたが、原子炉爆発・放射線放出後はどうするのか？被爆しながら職員が運ぶのか？

（ご回答）

地震等により常設モニタリングポストの機能が喪失した場合、発電所の要員により原子炉から放射性物質が放出される前に、可搬式モニタリングポストを設置します。

可搬式モニタリングポストの運搬は、状況により車両、リヤカー、人手により実施します。

万が一、放射性物質の放出後に常設モニタリングポストの機能が喪失した場合であっても、発電所の要員が放射線防護措置を実施したうえで、適切な箇所に可搬式モニタリングポストを設置します。

⑯豪雨・豪雪で運べない場合、どうするのか？

（ご回答）

可搬式モニタリングポストの運搬は、状況により車両、リヤカー、人手により実施します。

万が一、土砂崩れ等の発生により、可搬式モニタリングポストを敷地境界の配置位置にアクセスできない場合は、検知性を確認した構内のアクセスルート沿いに設定した代替測定場所に可搬式モニタリングポストを設置します。

⑰モニタリングポストが全て途絶したら避難方向が出せないが、どうするのか？

(ご回答)

敷地境界に常設しているモニタリングポストについては、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計としているとともに、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有しています。また、データは、有線及び無線にて中央制御室と緊急時対策所へ伝送する設計としています。

万が一モニタリングポストが機能喪失した場合には、その機能を代替するため、重大事故等対処設備として保管している可搬式モニタリングポストを使用します。可搬式モニタリングポストは必要数(10台)に加えて、予備(2台)を準備しており、事故時においても測定を継続できる体制を整えています。

なお、避難については、発電所内のモニタリングポストの測定結果のみならず、その他の発電所のパラメータや、敷地外の緊急時モニタリングの結果、気象条件なども踏まえて、総合的に判断されるものと認識しています。

○中国電力は、安全文化の監視・評価のための「社長直属の組織」として、保安規定に定めた体制で監視するとし、6月に設置したと聞くと、

⑱なぜそのような組織をつくることになったのか？どのようなメンバーか？社長直属ではなく、第三者機関とすべきではないか。

(ご回答)

これまでは、本社在勤の電源事業本部(監視評価グループ)が原子力安全文化の監視・評価活動を行っていましたが、この活動の効果を持続的なものとするため、点検不備等の不適切事案への対応のため設置した原子力強化プロジェクトを廃止し、監視・評価活動について保安規定に定めるとともに、社長直属の「原子力安全監理部門(監視評価グループ)」を保安に関する組織として本年6月に設置しました。

また、より現場に即した監視・評価活動を実施する観点から、原子力安全監理部門の社員5名(部門長を除き、部長を含む)を発電所在勤としています。

なお、部門長については、原子力発電に関する業務を行う電源事業本部と独立して設置することを踏まえて、電源事業本部長以外の役員の中から、企業再生担当である高場副社長を選任しています。

○原子炉建屋の揺れ(基準地震動)について

志賀原発の基準地震動は600ガルから1000ガルへと変更し、能登半島地震では瞬時に想定超えがあったため(1号機918ガル⇒957ガル、2号機856ガル⇒871ガル)、再想定し審査をしている。一方、中国電力は、瞬時の想定では1200ガルを適用するが、基本的には硬い岩盤上にあるとして、島根原発2号機は820ガルのままで、見直す喫緊の課題はないとし

ている。

⑱熊本地震1580ガル、東日本大震災2933ガルと、1000ガルを超える地震動が多発しており、これらと地盤を比較・評価したのか？

(ご回答)

過去には、国内で地表付近の軟らかい地盤において1000ガルを超えるような大加速度の記録が観測されておりますが、これは島根原子力発電所の硬質な地盤と比較して軟らかい地盤で観測された記録と考えられ、地盤の硬さが異なる地震動を硬質な地盤で定義している基準地震動と大小関係を直接比較できるものではありません。

熊本地震1580galについてはKiK-net 益城、東日本大震災2933galについてはK-NET 築館で得られた記録であり、その地点の地盤情報が公開されていますが、いずれも島根原子力発電所のような硬質な岩盤と比較して軟らかい地盤です。

○断層の連動について

「規制庁」は、能登半島地震は、「地震発生前に知られていた震源断層が連動して活動した」「地震動は従来の知見と整合しており、これまで経験した地震と同程度」とし、これまでに把握できている情報からは、ただちに規制に反映すべき新たな知見は得られていないとしているが、

⑳確かに、分かっていた活断層ではあったかもしれないが、連動したとされる3つの断層が、連動することは、もともと想定されていたという、中国電力の認識か？

(ご回答)

当該断層は島根サイトから十分距離が離れており、敷地に与える影響が小さいことから評価対象外としているため、連動に関する検討は実施していません。

㉑想定外の断層の連動が起きたから、今回問題になったと思うが、中国電力の認識は？

(ご回答)

今回の地震における活断層の連動のメカニズムは、現在各種研究機関において分析・評価等が進められていることから、これらの情報収集を継続し、耐震安全性評価等に反映すべき新たな知見が得られた場合は、適切に対応してまいります。

㉒なぜ、連動が想定できなかったと思うか？連動を想定するには、どんな断層調査の方法が必要と、中国電力は考えるか？

(ご回答)

今回の地震における活断層の連動のメカニズムは、現在各種研究機関において分析・評価等が進められていることから、これらの情報収集を継続し、耐震安全性評価等に反映すべき新たな知見が得られた場合は、適切に対応してまいります。

㉓島根原発2号機の新規制基準の適合性審査で、「宍道断層」と「鳥取沖断層」が連動しないと判断したのは、「音波探査」の結果と、「2つの断層の間の領域には、12万～13万年前以降断層活動がないこと」「連動して動いた痕跡がないこと」と中国電力は理由にしているが、能登半島地震では、想定外の断層の連動が起きたのだから、「想定内」とするための新たな調査方法の取入れ

が必要ではないか？

(ご回答)

島根原子力発電所の耐震設計上考慮する地震動については、これまでの最新知見・技術動向等も踏まえた上で、敷地周辺の活断層についてしっかりとした調査を行った上で、評価を行っています。

今回の地震における活断層の連動のメカニズムは、現在各種研究機関において分析・評価等が進められていることから、これらの情報収集を継続し、耐震安全性評価等に反映すべき新たな知見が得られた場合は、適切に対応してまいります。

その、能登半島地震をうけて、初めて「政府の地震調査委員会」が行った、「兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖」の「長期評価」では、「長さ20キロ以上でM7以上の地震が想定される海域活断層が25か所あること」、「新たに3つを活断層と認定」(若狭湾近くの「沖ノ礁北方断層」(25キロ・M7.2)、「浦島礁北方北断層」(40キロ・M7.5)、「浦島礁北東断層」(23キロ・M7.1))し、「今後30年以内の地震発生確率は今後検討し、公表は来年前半までになる」としている。

⑭この能登半島地震を受けて行った日本海沖の活断層の「長期評価」で分かった、M7以上の地震を起こす「新たな3つの活断層」は、すべて、日本海沖西部断層の隣に位置しているが、「日本海沖西部断層」との連動や、島根原発への影響は再調査されたのか？再調査すべきではないか。

(ご回答)

この度の長期評価で示された「新たな3つの活断層」は、鳥取沖東部断層の東側に位置していますが、いずれも鳥取沖東部断層から十分な離隔があり、断層の走向も異なることから、鳥取沖東部断層とは連動しないと評価しています。

⑮この能登半島地震を受けての「長期評価」の「最終結果」、「地震発生確率の検討結果」の公表はこれからである。これらを待ってから、島根原発の再稼働の対応を考えればよいと思うが、どうしてそうしないのか。安全第一にならないではないか。

(ご回答)

能登半島地震による志賀原子力発電所への影響については、当社を含む原子力業界全体の取り組みとして、原子力エネルギー協議会(ATENA)が検証結果を取りまとめておりますが、その中で能登半島地震に係る各研究機関の調査、研究結果の情報から、従前の地震動・津波評価と整合しており、原子力発電所の地震動・津波評価の見直しを要する喫緊の課題はないことを確認しております。

なお、活断層の連動のメカニズム等については、今後も、各種研究機関の分析・評価等の情報収集を継続し、当社としましては、引き続き、自主的な安全性向上に努め、耐震安全性評価等に反映すべき新たな知見が得られた場合は、適切に対応してまいります。

○変電所の絶縁開閉装置の碍管の損傷について

志賀原発では、送電線の絶縁用の碍子が2か所欠損、絶縁用の碍管が2か所欠損し、碍子は速やかに交換できたが、碍管は予備が1つしかなく調達に半年かかったとしている。

⑳島根原発は、2つの送電線の絶縁用の碍子は予備を持っているが、絶縁用の碍管は予備を持っていない。各送電電力会社と融通する協定を締結しているが、調達が間に合わなくなる可能性はないのか？保有しておくべきではないか。

(ご回答)

絶縁用の碍管の種類は変圧器の型式や電圧階級、メーカーにより多くの種類が存在し、全ての予備品を保有・管理することは難しいことから、中国電力ネットワークでは、ネットワーク(送配電)各社と資機材を融通しあう協定を締結しています。

なお、中国電力ネットワークは移動変圧器、移動遮断器を所有しており、変電所内機器が損傷した場合は、移動変圧器、移動遮断器を用いて変電所内設備を復旧させることで電力の供給は可能と考えています。

○低圧タービン警報発生の対応について

志賀原発では、2号機低圧タービンの警報が発生した。スラスト軸受箱の浮き上がりやボルトの緩み、低圧タービンの動翼と静翼との接触痕、高圧タービンでも接触痕、発電機の回転検出器や検出用ギアの損傷、発電機スラストキー固定ボルトの折損が起きてとのことだが、

㉑中国電力は、低圧タービンの警報が鳴った場合、タービンやケーシング、計器の健全性を確認・補修するとしているが、どうやって、誰が補修するのか？原子炉爆発で近づけない場合、どうするのか？

(ご回答)

タービンは、原子炉で発生した蒸気を利用して、回転することで、連結した発電機により発電するための設備であり、火力発電所でも同様の設備を設けています。

地震が起きた際に、タービン振動大の警報が発生するとタービンの蒸気入口弁が自動で閉じ、タービンの損傷を防止する設計となっています(伸び差大の場合には、状況に応じて手動トリップ)。

また、原子炉の異常を検知すれば、原子炉は隔離弁を閉止することで隔離され、タービンへの蒸気の流入を自動的に遮断する設計になっていることから、周辺環境への影響の観点からは、直ちにタービンの補修を行う必要はなく、発電を再開する前までに点検を実施し、必要により補修を実施することになります。

○「避難計画」と「原子力防災対策指針」について

原子力規制委員会が、屋内退避や避難の考え方を定めている「原子力防災対策指針」は、「放射線の重篤な確定的影響を回避又は最小化、確定的影響のリスクを低減する」としているが、

㉒放射線被ばくはゼロではないという解釈でよいか？被爆基準はいくらか？

(ご回答)

原子力災害対策指針の中では、放射線被ばくの防護措置の基本的考え方として、「原子力災害が発生した場合には、原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講ずることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特にPublication 109、111やIAEAのGSR Part 7等の原則にのっとり、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康

等への影響も抑えることが必要である。」と記載されています。

⑳原子力規制委員会に設置した「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」の結論は来年3月の予定だが、結論が出る前に再稼働はしないということでしょうか？

(ご回答)

当社としては、皆さまにご安心いただける発電所であるために、引き続き、安全第一で工事を進め、原子力規制委員会による使用前確認に適切に対応するとともに、様々な訓練を積み重ねていくなど、再稼働に向けた準備を一つひとつ着実に進めていく考えです。

住民避難対応については、発電所の稼働状況に関わらず、お示しの屋内退避の運用等も含め、不断の実効性向上が図られていくものと承知しております。

㉑上記の新たな知見を踏まえて実効性を確保すると先日中電から聞いたが、それはどういうことか？

(ご回答)

これまでの避難訓練で得られた気付きや改善点、また、新たな知見が得られた場合には、当該知見がそれぞれ以降の訓練に反映され、その適否が検証されるものと承知しており、こうした継続的な取り組みが住民避難の実効性向上に繋がっていくものと考えています。

㉒「避難計画」の実効性の有無を判断する基準があるのか？

(ご回答)

鳥取県ほか関係自治体には、複合災害も想定した避難計画を策定いただいております。国は、それら計画や実働組織の支援策等をまとめた「島根地域の緊急時対応」を具体的かつ合理的として了承し、本年8月9日の令和6年度鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議の中でも「現時点で改定する必要があるとは考えていない」とされています。

他方、「原子力防災の備えに終わりや完璧はなく、緊急時対応についても不断に見直しを行い、改定すべき事項があれば、適切なタイミングで改定を行う必要がある」ともされており、当社としても、住民避難の実効性向上に最大限対応してまいります。

㉓8月9日の「コアメンバー会議」の際に、平井知事が、南海トラフの影響にも懸念を表明していたが、島根原発2号機は、の南海トラフの影響や避難のあり方は検討されているのか？

(ご回答)

島根原子力発電所において、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に体制変更などの特別な取り組みを行うことを定めたものではありませんが、普段から、夜間・休日昼間においても、発電所構内に要員を配置し、地震発生時の情報連絡体制・初動対応体制を構築しています。なお、本社および各支社においては、同発表を受け、防災業務計画に基づき「警戒体制」に移行することとなります。

島根原子力発電所は、発電所構内であらかじめ定めた設定値以上の地震を観測した場合は原子炉が自動で停止します。また、大津波警報（津波予報区：出雲・石見）が発令された場合等は、原子炉を手動で停止させ、水密扉が閉じていることを確認するなどの対応を行っていきま

す。

なお、島根地域の関係2県6市には、複合災害も想定した避難計画を策定いただいております、それらの計画や関係機関の対応を含む「島根地域の緊急時対応」が具体的かつ合理的であると国に了承されています。

○島根原発2号機の安全対策工事について

中国電力は、島根原発2号機の安全対策工事は、64項目中56項目が終わり、ほぼ工事が完了したと報告した。しかし、10月完了予定が9項目もあり（①機器・配管等耐震補強工事、②防火防護対策の強化、③高圧電源炉代替注水設備の設置、④常設低圧代替注水設備の設置、⑤残留熱代替除去系設備の設置、⑥フィルタ付きベント設備の設置、⑦逃がし安全弁駆動用の蓄電池の設置、⑧窒素ガスポンプの設置、⑨格納容器内雰囲気監視機能の強化）、中には能登半島地震を踏まえて求められる対策もある。

③まず、能登半島地震を踏まえた対策が必要ではないか？

（ご回答）

志賀原子力発電所で安全上問題となる被害は確認されていないと承知しており、現時点では、現在進めている安全対策によって島根原子力発電所の安全は確保できると考えています。

④なぜ全ての工事を終えてから工事完了の報告としなかったのか？

（ご回答）

先日のPT会議では、安全対策工事が概ね終盤を迎えたことから7月末時点での安全対策工事の実施状況をご報告したものでありますが、今後も、安全対策工事の実施状況につきましては、適宜、当社HPにおいてお知らせしてまいります。

⑤「使用前事業者検査」（中国電力）の「燃料装荷前検査」「原子炉起動前検査」「営業運転前検査」は、いつ行うのか？

（ご回答）

使用前事業者検査の進捗を踏まえながら進めていくものであるため、今後の具体的なスケジュールを現時点でお示しすることはできませんが、10月「燃料装荷」、12月「再稼働」、1月「営業運転開始」の各ステップにおいて必要な検査を実施してまいります。

⑥「使用前確認」（原子力規制委員会）の「燃料装荷前確認」「原子炉起動前確認」「営業再開前確認」は、いつ行うのか？

（ご回答）

使用前事業者検査の進捗状況を踏まえながら進められますが、当社は使用前確認を受ける側であり、今後のスケジュールについてお答えする立場にございません。

⑦上記は、知事、県議会に対し、説明し、了解をえるのか？

（ご回答）

再稼働工程において、燃料装荷や原子炉起動等のタイミングで公表することとしており、関

係自治体等に対しても情報提供いたします。

○「電源確保（所内常設直流電源 3 系統目）の設置」、「特定重大事故等対処施設の設置（テロ対策）」は 2028 年度までの完了予定とあるが、

⑳なぜこれらを工事完了の内容から外しているのか？工事完了とする内容に含めるべきではないか？

（ご回答）

特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）については、本体施設等に係る設計及び工事の計画の認可日から 5 年以内（2028 年 8 月 29 日）の設置を求められていることから、工事完了の内容から外しています。

㉑なぜ本体工事完了から 5 年以内の実施でよいとなっているのか？

（ご回答）

発電用原子炉施設の新規制基準において、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）は、信頼性向上のためのバックアップ対策として、同基準施行後 5 年間は適用しないことができるとされています。

以 上